



各 位

平成 27 年 3 月 9 日

会 社 名 ピ ジ ョ ン 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長

山 下 茂

(コード番号:7956 東証第1部)

問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長

松 永 勉

03-3661-4188(直 通)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 4 月 28 日開催予定の第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

社外取締役として独立性の高い適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条(社外取締役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、定款第 27 条(社外取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (条文省略) (新 設)	第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (現行どおり) 第27条(社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u>
第27条～第38条 (条文省略)	第28条～第39条 (現行第27条～第38条どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)

平成 27 年 4 月 28 日(火曜日)

定款変更の効力発生日(予定)

平成 27 年 4 月 28 日(火曜日)

以 上